災害発生時における病児・病後児保育室のご利用について

台風・大雨・地震などの災害発生時における病児・病後児保育室のご利用については下記のとおりとなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

１　「北大阪地域（※）」に「暴風特別警報」、「暴風警報」、「レベル５大雨特別警報」または「レベル４大雨危険警報」が発令されたとき

（１）午前７時現在で発令されているときは、解除されるまで登室を見合わせてください。

（２）午前９時までに解除されたときは、保育を開始します。

（３）午前９時までに解除されないときは、臨時休室となります。

（４）登室後に発令されたときは、速やかにお迎えをお願いいたします。

◆　利用料について

登室後にお迎えをお願いした場合、また当日朝に「暴風特別警報」、「暴風警報」、「レベル５大雨特別警報」または「レベル４大雨危険警報」が発令され、開室時間の時点で休室となり、午前９時までに解除されて病児・病後児保育室をご利用になった場合は、利用料の減額はございませんのでご了承ください。

※「北大阪地域」は、吹田市、豊中市、茨木市、高槻市、池田市、箕面市、摂津市、豊能町、能勢町、島本町です。

２　「震度５弱」以上の地震が発生したとき

（１）登室前に、吹田市で「震度５弱」以上の地震が発生したときは、臨時休室となります。

（２）登室後に、吹田市で「震度５弱」以上の地震が発生したときは、速やかにお迎えをお願いいたします。